

令和7年度第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会会議録

- 1 開催日時 令和7年9月25日(木) 午後2時00分～午後2時53分
- 2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4
- 3 出席者 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員
- | | |
|----------------------------|--------------|
| 豊山町立小中学校代表 豊山中学校長 | 岡 泰 宏 |
| 愛知県スクールカウンセラー | 鈴 木 理 紗 |
| 愛知県スクールカウンセラー | 大久保 詠 子 |
| 豊山町スクールソーシャルワーカー | 滝 仁 美 |
| 豊山町人権擁護委員 | 西 脇 和 子 |
| 愛知県中央児童・障害者相談センター児童相談課課長補佐 | 山 崎 裕 也 (代理) |
| 豊山町生活福祉部子ども応援課長 | 山 下 美 幸 |
- 事務局
- | | |
|-----------|---------|
| 教育長 | 伊 藤 圭 樹 |
| 教育委員会事務局長 | 小 塚 和 宣 |
| 教育参事 | 山 中 洋 子 |
| 学校教育課長 | 菊 地 智 行 |
| 教育専門員 | 渡 邊 亘 宏 |
| 学校教育グループ長 | 水 野 将 徳 |
- 4 議 題 (1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について
(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
(3) 意見交換
- 5 資 料 資料1 令和7年度 豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿
資料2 豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱
資料3 豊山町いじめ防止基本方針【概要版】
資料4 令和7年度 豊山町いじめ問題専門委員会委員名簿
資料5 豊山町いじめ防止基本方針に基づく組織
資料6 豊山町いじめ問題の現状と取組について
資料7 豊山町いじめアンケート(無記名)集計
資料8 豊山町いじめ問題等対策委員会保護者向けリーフレット

6 議事内容

司 会： 本日は、大変ご多用のところ、本会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会の進行を務めさせていただきます、豊山町教育委員会事務局の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より「令和7年度 第1回 豊山町いじめ問題対策

連絡協議会」を始めさせていただきます。

はじめに、教育長の伊藤より挨拶を申し上げます。

教 育 長： 改めまして、9月22日付けで教育長に着任させていただきました伊藤圭樹と申します。8年ぶりにこの豊山町に戻ってくることになりました。懐かしい思いと同時に大変な課題が山積しており、非常に身の引き締まる思いでございます。

本日は、いじめ問題対策連絡協議会に集まりいただき、ご多用の中、本当にありがとうございます。また、委員を快く引き受けていただき、感謝申し上げます。

本協議会は、本町のいじめの現状や未然防止、それから支援措置など、どのような形で進めていくのがよいのかということについて、皆様方と連携をとりながら、そして、それぞれの組織の中で効果的に機能するよう検討する会議です。

昨年の8月30日に、文部科学省がいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂を行っております。ポイントは重大事態調査への学校及び関係者の対応をより明確にし、いじめを受けた児童生徒に寄り添った対応を行うようにとの通知でございました。注目した点が2点ありまして、本日、西枇杷島警察署の課長様はご欠席されておりますが、先ず1点目は、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかなる場合は、躊躇なく警察へ援助を求め、連携して対応するということが明記されていること。2つ目は、児童生徒及び保護者から重大事態の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告及び調査等に当たることが追記をされております。本町のいじめ防止基本方針には、このことについて既に明記されておりますが、日頃からの、児童生徒及び保護者と関係機関との信頼関係が非常に大事になってくると思います。その線引きは非常に難しく、県内の他市町村においても、信頼関係がこじれてしまった遺憾なケースも散見されています。

是非、本協議会で連携を取って、先ずは信頼関係をきちんと構築できるようなあり方を委員の皆様方にお知恵をいただきながら、実りある会にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございました。

次に、委嘱状の伝達に移らせていただきます。

委嘱状につきましては、事前にお渡しさせていただいておりますので

ご確認をさせていただくことで、伝達に代えさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

続きまして、今年度初めての会議となりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

お手元に配付させていただきました【資料1】の「令和7年度豊山町いじめ問題対策連絡協議会委員名簿」の順にお願いしたいと思います。なお、本日、愛知県中央児童・障害者相談センターの玉越様につきましては、ご欠席のため、代理で山崎様にご出席をいただいております。また、中央児童・障害者相談センターより実習生お二人の方がオブザーバーとしてご参加いただいております。また、新栄小学校の尾崎校長、西枇杷島警察署の高松様におかれましても、所用のため欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

それでは委員の皆様から自己紹介をしていただきまして、その後に引き続き事務局も自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

委員・事務局： （委員・事務局 自己紹介）

司 会： 続きまして、次第4の会長の選出及び職務代理者の指名に移らせていただきます。

【資料2】の「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」をご覧ください。1ページめくっていただいて、第6条第2項により、「会長は、委員の互選によって定める」とあります。どなたかご意見がありましたら、発言をお願いします。

委 員： 事務局の方に一任させていただきたいと思います。

司 会： ただいま、「事務局、一任」の声がありましたでしょうか。

委 員： 異議なし。

司 会： それでは事務局案としまして、豊山中学校長の岡泰宏委員に会長をお願いしたいと思います。異議がなければ、拍手でご承認をお願いします。ありがとうございました。

委 員： （拍手）

司 会： ありがとうございます。それでは、岡会長につきましては、座席の移動をお願いします。

次に、要綱第6条第4項に、「会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する」とありますので、岡会長に指名をしていただきたいと思います。

会 長： それでは、職務代理者は、本日欠席をしておりますが、新栄小学校の尾崎理恵委員を指名させていただきたいと思います。

司 会： それでは、職務代理者につきましては、尾崎委員にお願いしたいと思います。

続きまして、岡会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会 長： ただいま皆様のご承認をいただきまして協議会の会長を務めさせていただくことになりました、豊山中学校校長の岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

近年、携帯やスマホを持っている子どもたちが増えている状況で、その中でも匿名性の高いSNSでのトラブルに巻き込まれて、犯罪に巻き込まれたり、いじめとかに繋がったりする事案が増えているように思います。また、学校でも何気ない言葉で子どもたちが傷ついて、いじめに発展していつていることもよく耳にします。

各学校において、いじめが全くない、それに関わるような事案が全くないということはないかと思ひます。そのため、情報モラル教育が重要になってきます。私も昨年度まで北名古屋市の中学校にいましたが、教職員も含めて、良質な言語感覚を養って、校内における言語環境を整える、そんな取組が必要ではないかと実感しております。

関係機関との連絡・連携を密にすることは当然であります。未然防止に向けて、本日お集まりいただいております委員の皆様より、忌憚のないご意見、また、ご提案をいただきまして、豊山町の子どもたちのため、本会がいじめ防止に繋がる有意義な会になればと思っております。

簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

司 会： それでは、次第5の議題に入ります。

これより、会議の取り回しは、岡会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、議題1の「本町はいじめ対策に関する組織と役割」について、事務局、説明をお願いします。

学校教育課長： （【資料3～5】「豊山町いじめ防止基本方針概要版」に基づき説明）

会 長： この件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

（質問・意見等なし）

会 長： 次に、議題2の「本町におけるいじめ問題の現状と対策」について、事務局、説明をお願いします。

教育参事： （【資料6～8】「本町におけるいじめの現状と対策」に基づき説明）

会長： この件について何かご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

スクールカウンセラーとして中学校の方で勤務されていて、何か感じるごととか、子どもたちの様子で感じるごととか、何かございますでしょうか。

委員： 私は豊山中学校に勤務しております、校内教育支援センターS組が整備されており、時々S組の方も見させていただくのですが、S組で過ごす子どもたちの様子と、一般教室で過ごす子どもたちの様子は全然雰囲気違っています。S組では柔らかい時間が流れていますし、一般教室ではすごく活気のある元気の良い子どもたちが毎日を過ごしています。最近は学校でも個別最適化ということが言われておまして、柔らかい時間が流れるS組のようところで過ごしたい子もいるし、元気ハツラツな一般的な中学生もいるため、豊山町として校内に異なる別々の空間を整備して学びの場が確保されているというのはとてもありがたいと思っております。

スクールカウンセラーとしては週1日の勤務で、かつ、個別の対応に追われており、相談に来てくださいというアプローチを十分にできないのが申し訳ない気持ちでいるのですが、相談体制をもう少し整えていって、子どもたちにも、困ったら大人に頼っていいよというのを伝えていきたいと思っております。先生たちの相談体制はできているのですが、先生以外の人や学校以外の人にも頼っていいというのをわかってもらえるような働きかけができないか、自分自身のモチベーションとして考えてるところで、校長先生にも相談にのっていただきながら行っていけたらと思っております。

今、S組の話が出たのですが、本当に柔らかい空気、のんびりした空気の中で過ごしていく、小学校をそのまま卒業しても、置いてきぼりではなく、行く場所があるというのはすごくありがたいなと感じておりました。

会長： 小学校の方でもいじめとか悪口陰口とかいうのをちらほら耳にはしているのですが、現状はどうでしょうか。

委員： 私も今年度からというところで、校内のいじめ問題等の会議にも参加させていただいたりしながら、情報をお伺いしているところですが、やはり悪口だとか、まだ小学校なので友達との喧嘩の延長線上にあるものが、少し激しくなったりというところもちろほら聞こえてきます。その

背景として、ケースによっては元々お子さんが持つてゐる特質だとか、学習面とか運動面で少し苦手さがあり、年齢を経るに従って、この差が大きくなって、どうしてもいじめられやすいとか、うまく交わせないとか、そういったところも見受けられるのかなと感じながら話をお伺いしています。保護者からの相談で、友達同士のやり取りを見て、いじめとかがちょっと気になるということでご相談を何件かいただいているのですが、担任の先生が話を聴くという形で、今のところは重大なところまでは至っていないので、そういうところの話を少しずつ聴きながら繋げていけるといいのかなと感じました。

会長： 今、お話いただいたのは、学校に設置されているスクールカウンセラーとしての保護者や子どもたちに対する取組でしたが、学校の中だけではなく、行政の方へも相談に来たりしていますでしょうか。

委員： 子ども応援課の窓口には直接来ていませんが、児童館と放課後児童クラブ「なかよし会」を実施している豊山の児童館で、今年度、一件、匿名で通報がありました。ただ、児童館は遊びの場ですので、職員はもちろん聴き取りもして、話も聴いたのですが、いじめなのか、ふざけているのか、わからないという話の中での行動でしたので、この件に関しては、今後、きちんと見守りをしてくださいということで収めました。学校と異なる場所での遊びの場でもいろいろな事例はあるということを感じているところです。小さなことでも皆様に共有させていただいて、情報交換できたらと思いますので、よろしくお願いします。

委員： 私は幸い、いじめにつながる相談を受けたことはありませんが、これはどの学校でも未然防止、早期発見、早期対応という基本的なことを日々とりくんでいただいている結果だと思っています。今後もきめ細かな対応をしていただければ、重大な事案にはつながらないと思いますので、今後もよろしくお願いします。

委員： 名古屋法務局の電話相談を担当していますが、最初の対応が良くないところじれてしまう印象があるので、最初の対応が大切だと感じています。一人でも味方がいるかどうか、子どもにとっては重要なのではないかと思います。

委員： 児童相談所には、いじめ相談の件数が多く入ってきます。児童相談所に相談にくる場合は、学校の先生も聞き取りをされていて、大変苦慮されながら対応されているのではと感じております。自分の部署のみで対応するのではなく、子ども応援課や教育委員会など他部署と情報共有して、それぞれの視点で対応方法を考えていっていただくのが大切ではな

いかと思います。

委員： 昨年からS組を担当していますが、S組に通えていればとりあえずは安心という認識でよろしいでしょうか。

会長： S組は、他の子と同じ時間に登校できないが、学校には足を運びたい子にとっては行きやすい場所になっているかと思います。場所も4階で、他の子と会わなくても行ける場所に設置しています。

彼らのペースで登校してもらい、一步一步進んでいってもらえればよいのかなと思います。

委員： アンケートで気になったのは、我慢した子が多いことで、その理由が気になります。

会長： 中学校でもアンケートはとっており、重大事案につながりそうな回答もあつたりするので、児童生徒と信頼関係築きながら、相談しやすい環境を作っていくことが大切かと思っています。

教育長： いけないことはいけないと毅然とした対応は必要ですが、一方で、最初から疑って対応することができない部分もあります。正直者が不利益を被らないような指導をしながら、被害を受けた子が相談しても変わらないから我慢する、ということがないようにしていくことが大切だと思います。

会長： 子どもは発達段階であるということも踏まえて、発言への対応には注意しないといけませんが、教員も子どもが負い目を感じるような言葉をかけないようにすることが大切です。教員の良質な言葉遣いが、子どもたちの言語環境に影響する部分もありますので、研修も行っているところです。いじめを0にすることは難しいかもしれませんが、それに近づけることはできると思います。教師と子ども、子ども同士の言葉遣い、コミュニケーションに気を付けていければと思います。コミュニケーションの取り方に関して、各学校等で行っている取組や、それ以外の部分でも共有できることがありましたら、ご発言をお願いします。

教育長： 相手を否定せず受け入れるという、自己有用感を高めるコミュニケーションが大切だと思います。常に肯定的に相手をとらえ、プラスのシャワーを浴びせるという取組をかつて学校現場で実践したことはあります。

委員： 人権週間に小学校3、4年生に人権教室を行っています。言われてうれしかった言葉を書いてももらったり、自己肯定感を高めることが大切なので、そのような取組を行っています。人権の立場で言いますと、言っ

た側は良いと思っけていても、言われた方は傷つくことが多くあります。最近では学校でも児童生徒にける言葉をよく気を付けて見ると思っています。先生が使う言葉を気を付けることで、自然と児童生徒が使う言葉も変わってくるのではないかと思っています。

会長： 大人である教職員が正しい言葉を使うことで子どもがそれに看過され、学校全体で優しい言葉を使うようになり、地域にも還元していければと思っています。

委員： たまたまかかもしれませんが、私が住んでいる自治体のいじめのニュースがよくとりあげられているのを目にします。学校や教育委員会の対応が良くないような報道をされていますが、学校や教育委員会は本当は色々考えて対応されてみえるのだらうと、思っています。

双方が納得したうえで解決できたのかどうか重要ではないかと思っています。どちらかにモヤモヤしたものが残ると、その後また別の機関に相談したり、ということに発展するのではないかと思っています。やはり日頃の人間関係をいかに築いていくかが、何かあったときに納得してもらえるかどうかにつながっているのではないかと思っています。解決の際には、きちんと納得しているかどうかを見極めていくことが大切だと思っています。

委員： 保護者はどうしても自分の子どもの言い分しか聞かず、周りは敵だと思ってしまうものだと思います。公平に見ることのできる保護者はほとんどいないと思っけるので、自分の思うとおりに行く人は少ないという印象です。

会長： 本校でも色々なトラブルがなかったわけではありません。よく話を聞いて理解して、保護者の方を会話する中で、信頼関係を作るしかないのかなと思っけています。子どもファーストで、被害、トラブルのあった子を守るためにどうすればよいかを考えて日々対応しています。丁寧な対応を、教頭先生、担当の先生がしていただいたおかげで、今、生徒たちがスムーズに学校に通えていると思っける。今後も、丁寧な対応を心がけていきます。

その他ご意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長： それでは、そろそろ時間がまいりましたので、この辺りで終わらせていただきます。委員の皆様のご協力、ありがとうございました。

司会を事務局にお返ししたいと思います。

事務局： ありがとうございます。では、その他に移ります。

本会は年2回の開催を予定しており、次回は、令和8年2月3日(火) 14時から開催いたします。お日にちが近づきましたら、ご案内を発送させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を終わらせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

令和7年度 第1回 豊山町いじめ問題対策連絡協議会次第

令和7年9月25日（木）午後2時

豊山町役場 3階 会議室4

1 あいさつ

2 委嘱状伝達

3 自己紹介【資料1】

4 会長の選出及び職務代理者の指名

- ・ 「豊山町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱」【資料2】

5 議 題

(1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について【資料3～5】

(2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について【資料6～8】

(3) 意見交換

6 その他

- ・ 第2回豊山町いじめ問題対策連絡協議会 令和8年2月3日（火）午後2時